

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書

東海村及び日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市並びに水戸市（以下「甲」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「乙」という。）は茨城県（以下「丙」という。）を立会人として、乙の東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に関し、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（平成30年3月29日改正）と相俟って、原子力発電所周辺の安全を確保しもって地域の住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全することを目的として、次のとおり協定する。

（安全確保の最優先の責務）

第1条 甲及び乙は、原子力発電所周辺の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

2 乙は、原子力発電所周辺の安全を確保する責務を有することを確認し、関係諸法令等の遵守はもとより、自己の原子力発電所の使用、運転、管理に万全の措置を講ずるものとする。

（事前説明及び意見交換）

第2条 乙は、東海第二発電所の新規制基準適合に伴い原子力発電所を稼働及び延長運転をしようとするときは、事前に甲に丁寧の説明するものとする。

2 甲は前項の乙の説明に関し意見を述べるができるものとし、この場合において乙は誠意をもって回答するなど甲の理解を得るよう最大限努めなければならないものとする。

（合意形成を図るための協議会の開催）

第3条 甲は、前項による意見交換を踏まえさらに原子力発電所周辺の安全を確保するため必要があると認めるときは、合意形成を図るための協議会の開催を乙に対しいつでも求めることができるものとする。

2 乙は、前項による求めがあったときにはそれに応じなければならないものとする。

3 第1項の協議会に関する事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

第4条 甲は原子力発電所周辺の安全を確保するため必要があると認めるときは、乙に対しその職員に乙の発電所の現地確認をさせることを求めることができるものとする。この場合において、乙はその求めに対し誠意を持って対応するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定の解釈運用に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、丙の立会いのもとに、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(実質的事前了解)

第6条 この協定においては、乙が新規規制基準適合に伴う稼働及び延長運転をしようとするときは甲による意見の提起及び回答の要求並びに乙による回答の義務、甲による現地確認の実施、協議会における協議並びに甲による追加の安全対策の要求と乙による適切な対応義務とを通じた事前協議により実質的に甲の事前了解を得る仕組みとする。

合意形成を図るための協議会の設置規約

(協議会の目的)

第1条 甲及び乙は、乙の原子力発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転をしようとするに際し、原子力発電所周辺の安全を確保しもって地域の住民の健康を保護するとともに地域の生活環境を保全する観点から合意形成を図るため、協議会を設ける。

(協議会の構成)

第2条 協議会は甲及び乙の2者をもって構成し、丙を立会人とする。

2 協議会に座長を置く。座長は、甲の代表者をもって充てる。

3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、乙の原子力発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に関し合意形成を図る観点から議論を行い意見の調整を図ることを任務とする。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、乙の原子力発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る合意形成を図るため、甲又は乙からの求めに応じ開催する。

2 甲は、乙の原子力発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に関し合意形成を図る観点から必要と認めるときは意見を述べるができるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき甲から出された意見に対しては、誠意をもって回答しなければならないものとする。

4 甲は、第2項及び第3項の規定に基づく議論の結果原子力発電所の周辺環境の安全確保のため特別に対策を講ずる必要があると認めるときは、乙に対し、適切な対策を求めることができるものとする。

5 乙は、前項の規定に基づき対策を求められたときは、誠意をもって検討し適切に対応しなければならないものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、協議の上別途定めるものとする。

この協定を証するため、本書8通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年3月29日

甲	東海村長	山田 修
	日立市長	小川 春樹
	ひたちなか市長	本間 源基
	那珂市長	海野 徹
	常陸太田市長	大久保太一
	水戸市長	高橋 靖
乙	日本原子力発電株式会社	
	取締役社長	村松 衛
丙	茨城県知事	大井川和彦